

最高人民法院「商標の権利付与及び権利確定の行政案件審理に関する若干問題の規定（意見募集稿）」に対する AIPPI 日本部会の意見

条項番号	修正提案	修正理由
第九条	<p>第二案の採用を希望する。</p> <p>但し、「後の商標と先行商標が同一又は類似する商品の商品について登録されており、当事者が商標法第十三条第三項に基づいて主張する場合、後の商標が登録を受けて5年未満であれば、人民法院は商標法第十三条第三項の規定の他、商標法第三十条の規定に基づいて審理することもできる。後の商標が登録を受けて5年以上であれば、商標法第十三条第三項を適用して審理する。」との文言に修正することを提案する。</p>	<p>第二案の方が、第三十条の適用の有無が、後の商標が登録を受けて5年未満か以上かによって判断されることが分かりやすいという点で第二案の方がより望ましいと考える。</p>
第十一条	<p>第二案の採用を希望する。</p> <p>但し、第二案を「商標の存在を知っていると合理的に推定できる場合」との文言に修正することを提案する。</p>	<p>一般に商標の存在を知っていることの蓋然性を証明することは客観的証拠でも比較的容易であるが、第一案に規定される「結託」又は「共謀」の事実を、第三者が証明することは非常に困難であり、これらの事由は要件とすべきでないものとする。</p>
第十四条	<p>第二案の採用を希望する。</p>	<p>先行著作権の著作権者が、真に著作権を保有していたとしても、その立証は必ずしも容易でない。なぜなら著作権は、著作物の創作により発生するものであるが、権利期間50年と長いこともあり、創作又は譲受の事実について立証することが困難な場合もあるからである。この点、第一案を採用し、商標公告、商標登録証書等を初歩的証拠とすることができるのであれば、第三者が当該先行著作権につき商標を冒認出願した場合に真の権利者が自らの権利を証明して、自ら商標権を取得することが困難となり妥当でない。</p>
第二十五条	<p>第一案の採用を希望する。</p>	<p>営業許可書の取り上げ等によって、出願人が使用意思を有しないことが比較的明らかである場合、取消審判の申立人にさらに商標の不使用の事実の証明を求めることは審理の</p>

		迅速性を阻害する要因となる。したがって、 第一案を明文で規定すべきと考える。
--	--	---

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)